

## 「五所川原市水道ビジョン」（案）についての意見募集結果について

市が実施しました「五所川原市水道ビジョン（案）」策定にあたっての意見募集に対し、多数のご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

### 記

#### 1 意見募集期間

平成26年1月31日から平成26年3月1日まで

#### 2 募集方法

市のホームページ (<http://www.city.goshogawara.lg.jp/>) に案の概要等を掲載したほか、市上下水道部水道課（上下水道部庁舎2階）本庁舎・金木・市浦総合支所の行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としました。

#### 3 提出された意見

1人の方から延べ3件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	0件	1件	2件	0件	3件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

（提出された意見の内容とそれに対する市の考え方）

No.	提出された意見
1	<p>【提出された意見】</p> <p>第1章第1節 2頁 第1章第2節 2頁</p> <p>1節では、「お客様の健康で文化的な生活を支えるライフラインとして、一方では地域の経済活動を営むうえで必要不可欠な基盤施設として重要な役割を担ってきました」とあり、2節の「計画の位置付けと計画期間」では、「今後の水道事業の運営に関する長期的な方向を見据えたうえで」とあります。そうであれば、前国会で廃案となったものの今国会で審議中の「水循環基本法」が示す「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものである」という理念について、本ビジョンでも明確にすべきと考えます。水を商品として利潤のみを追求する世界規模の水ビジネスへの対抗と備えは、本市でも必要です。そこで1節の「お客様の健康で」のうち、「お客様の」を削除して「市民の共有財産である水を取り扱う」にかえて、「市民の共有財産である水を取り扱う健康で」に変更してください。</p>

	<p><b>【市の考え方】</b></p> <p>「水が国民共有の貴重な財産」、「水ビジネスへの対抗と備え」などは上下水道部としても重要と認識しておりますが、ご指摘の箇所は「これまで」のことを記述している部分ですので、ご了承ください。</p>
2	<p><b>【提出された意見】</b></p> <p>第3章第2節(1)2) 14頁 第5章第1節B 31頁</p> <p>「近年臭気物質の問題が発生し、対策が望まれています。」(14頁)、「近年表流水における臭気物質が発生していることもあり、将来にわたって健全な水循環系を維持し、安全で清浄な水源を確保していくために、関係機関や他事業体との連携を強化し、水源環境の保全と監視に努めていきます」と記述されています。しかし、問題発生時には、なかなか効果的な対策が取られず、後手々に回った気がします。そこで、本文最後の「水源環境の保全と監視に努めていきます」を「水源環境の保全と監視、問題発生時にはその根治に努めます」としてください。</p> <p><b>【市の考え方】</b></p> <p>近年、青森県内でも臭気物質が発生しており、非常時の対応として、お客様への影響を最小限にする努力をされており、今後も同様の対応はしてまいります。水源の問題につきましては水道以外の関係機関も関わってきますので、臭気物質を根治するのはケースによって相違し、困難であることが想定されます。そのため、関係機関等との連携により水源の保全と監視に努め、対策のひとつとして、元町浄水場の更新にあたっては、臭気物質を取り除く浄水処理方式を採用してまいりますので、ご了承ください。</p>
3	<p><b>【提出された意見】</b></p> <p>第5章第1節M4 1頁</p> <p>「省エネルギー対策の推進」については「ポンプ負荷の低減」として「インバータを始めとした高精度制御機器の導入など省エネルギー対策の推進に努めていきます」とだけあります。この項は大切なところであり、国が強調するように「水道事業者は地下水を含めこの水の循環の健全性を常に意識し、環境への負荷を増やさないよう、水源保全を始め、様々な環境対策を積極的に実施することが重要です。水道施設の省エネルギー・再生エネルギー対策の推進は、水道事業者の経営効率改善、事業の持続性の確保に寄与することから、この意味でも積極的な対応が必要です。」の趣旨に沿った「水道施設の省エネルギー・再生エネルギー対策の推進」にご尽力くださるよう要望します。</p> <p><b>【市の考え方】</b></p> <p>全国の水道施設の電気使用量は、全電気総量の約1%を占めていますが、本市において、配水拠点は市街地に有する元町浄水場を除き、位置エネルギーを利用しており、送配水そのものが、すでに省エネ対策となっています。今後もこの位置エネルギーを利用した水運用は継続していくこととしており、今後の省エネ対策としましては、設備の更新等に伴うインバーターを始めとした機器の導入が本市において有効な手段と認識しています。</p> <p>一方、再生エネルギーにつきましては、これまで上下水道部内でも実用性について検討してまいりました。水道で使用可能なものとして太陽光や小水力、風力発電などがあげられます。太陽光や風力発電は費用対効果の問題、小水力は配水量が小さいため、投資効果が得られないのが現状であります。今後は、新技術の開発などによる有効的な手段の活用について検討してまいりたいと考えております。</p>